

本協議会の役割

平成31年2月20日

青森県健康福祉部高齢福祉保険課

青森県国民健康保険運営協議会について

1 概要

- ① 経緯
平成27年5月の国民健康保険法の改正により、平成30年度から、都道府県に国民健康保険運営協議会の設置が義務づけられた。(市町村は、従来から設置済み。)
- ② 設置目的
国民健康保険運営に関する重要事項を審議(右記3のとおり)
- ③ 本県の対応
平成28年度 「青森県国民健康保険運営検討会議」(運営協議会の前身機関)を設置
平成29年度 「青森県国民健康保険運営協議会」(県の附属機関として任意設置)に移行
平成30年度 「青森県国民健康保険運営協議会」(県の附属機関として法定設置)に移行

2 構成

- ・ 被保険者代表 4人
- ・ 保険医又は保険薬剤師代表 4人
- ・ 公益代表 4人
- ・ 被用者保険代表 3人

3 主な審議事項

- ・ 国民健康保険事業費納付金の算定方法の決定等
- ・ 国民健康保険運営方針の作成

- ① 国保の医療費、財政の見通し
- ② 市町村の保険料の標準的な算定方法に関する事項
- ③ 保険料の徴収の適正な実施に関する事項
- ④ 保険給付の適正な実施に関する事項
- ⑤ 医療費の適正化に関する事項
- ⑥ 市町村が担う事務の効率化、広域化の推進に関する事項
- ⑦ 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項
- ⑧ 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整

- ・ その他の重要事項

法律上の国民健康保険運営協議会(都道府県、市町村)の位置付け

都道府県に設置される 国保運営協議会

主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国保事業費納付金の徴収 ・国保運営方針の作成 その他の重要事項
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者代表 ・保険医又は保険薬剤師代表 ・公益代表 ・被用者保険代表

市町村に設置される 国保運営協議会

主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付 ・保険料の徴収 その他の重要事項
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者代表 ・保険医又は保険薬剤師代表 ・公益代表 ・被用者保険代表(任意)

(参考) 国民健康保険法 (抜粋)

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…国民健康保険事業費納付金の徴収、…(略)…都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…保険給付、…(略)…保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項(…(略)…)を審議することができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

都道府県国保運営方針の策定・見直し手順

- 国保運営方針の策定に当たっては、①都道府県・市町村が保険者として目指す方向性について認識を共有すること、②被保険者、療養担当者、公益、被用者保険等の関係者の意見を聴くことが重要であり、策定後も定期的な検証・見直し・改善をしていくことが重要。このため、以下の手順を基本として、地域の実情に応じて策定を行う。

① 市町村等との連携会議の開催

連携会議では、都道府県の関係課室、市町村の国保担当部局等、国保連、その他の関係者による意見交換、意見調整を行う。国保運営方針案の議決を行う場ではない。

② 国保運営方針案を作成、市町村へ意見聴取

都道府県は、連携会議とは別に、当該都道府県内のすべての市町村に対し、国保運営方針案について意見を求めなければならない。（法82条の2第6項）

③ 都道府県の国保運営協議会で審議、諮問・答申

都道府県の国保運営協議会は、地方自治法第138条の4第3項に基づく都道府県の執行機関の附属機関として位置づけられる。

④ 都道府県知事による国保運営方針の決定

国保運営方針は、都道府県の国保運営協議会の答申を判断資料として都道府県知事が決定するが、国保運営協議会の意見は、法的に知事を拘束するものではない。

⑤ 国保運営方針の公表

法第82条の2第7項に基づき、都道府県は遅滞なく公表するよう努めるものとする。公表の方法は、都道府県のホームページや公報による公示などが考えられる。

⑥ 事務の実施状況の検証、国保運営方針の見直し

見直しの手順は①～⑤までと同様。少なくとも3年ごとに検証を行い、必要に応じて見直すことが望ましい。

現国保運営方針の対象期間	3年間(32年度)	6年間(35年度)
都道府県数	37	10

※対象期間中であっても、必要に応じて見直しを行うこととしている。3

青森県国民健康保険運営方針の構成

国保運営方針＝都道府県内の統一的な運営方針

策定の目的

- 県と市町村が一体となり、保険者としての事務を互いに共通認識のもとで実施
- 安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保
- 国民健康保険事業の広域化・効率化の推進



対象期間：3年間
(平成30～32年度)
3年ごとに見直し

構成

1 医療費及び財政の見通し

2 納付金及び保険料の標準的な算定方法

3 保険料の徴収の適正な実施

4 保険給付の適正な実施及び給付額の統一

5 医療費適正化

6 国民健康保険事業の運営の広域化・効率化

7 保健・医療・介護・福祉サービスに関する施策等との連携

8 関係市町村相互間の連絡調整等

概要

- 被保険者数及び世帯数の状況
- 医療費の動向と今後の見通し
- 国民健康保険財政の現状と今後の見通し
- 赤字解消又は削減の取組
- 財政安定化基金
- 国民健康保険事業におけるPDCAサイクルの推進

- 納付金の標準的な算定方法
- 保険料の標準的な算定方法
- 激変緩和措置

- 収納率の推移
- 滞納処分の状況
- 収納対策の強化
- 収納対策の状況
- 収納率向上への取組

- レセプトの審査及び点検
- 保険医療機関等への指導及び診療報酬等の返還事務
- 高額療養費の多数回該当の取扱い
- 第三者行為求償事務の取組
- 療養費の支給の適正化
- 葬祭費給付額の統一

- 医療費適正化の取組状況
- 高医療費市町村に対する助言等
- 医療費適正化に向けた取組

- 保険者事務の取組
- 収納対策の取組
- 市町村事務処理標準システム
- 医療費適正化の取組
- 保健事業の取組

- 県の取組
- 市町村の取組

- 県と市町村との協議
- 県による支援